明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令（**農林水産**五〇）　一

〔告　示〕

○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約へのコードジボワール共和国の加入等に関する件（**外務**二七四）　二

○千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約へのカタール国の加入等に関する件（**同**二七五）

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**二八三）　三

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一五一〇～一五一二）

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五一三）

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八三二～八三四）　四

○航路標識に関する件（**海上保安庁**一六七～一八〇）

○道路に関する件（**東北地方整備局**一四五）

○道路に関する件（**関東地方整備局**三三七、三三八）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**同**三三九）

○道路に関する件（**北海道開発局**八〇～八二）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕

法務省　九

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条の規定、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　二

会社その他　二九

省　令

○農林水産省令第五十号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第七条の二の規定に基づき、米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令の一部を改正する省令

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成二十一年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（特例）

第三条　出荷販売事業者がその業務の方法に関し遵守すべき事項は、次に掲げる米穀に関しては、本則の規定にかかわらず、次条及び附則第五条に規定するとおりとする。

一　作付制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が稲の作付けを控えるよう要請した区域内において生産された平成二十三年産の米穀をいう。以下同じ。）

二　出荷制限区域米穀（原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長が行った指示に従い都道府県知事が米穀の出荷を控えるよう要請した区域内において生産された平成二十三年産の米穀をいう。以下同じ。）

（作付制限区域米穀）

第四条　出荷販売事業者は、作付制限区域米穀を次のいずれかの方法により処分しなければならない。

一　都道府県知事の指示に従い、廃棄すること。

二　関係法令による規制にも留意しつつ、試験研究の用に確実に供すると認められる者として農林水産大臣が指定する者に対し、直接に譲渡しをすること。